

「史跡根城跡保存活用計画書（改訂版）」の刊行について

1. 目的

史跡根城跡は、昭和52(1977)年度に保存管理計画を策定し、その方針に基づいて保護・活用に努めてきた。しかし、策定以来40年を経た今日、根城跡を取り巻く環境が変化し、様々な課題が生じている。そこで、将来にわたるより適切な史跡の保存・管理・活用の在り方を検討し、史跡根城跡の保存管理・整備活用の方向性を定めることを目的として6月に改定したため、内容の周知を図るために刊行する。

2. これまでの経緯

- S16 12月13日 史跡指定
- S52 「史跡根城跡保存管理計画」策定(S56一部改定)
- S58 「史跡根城跡環境整備基本設計書」策定
「史跡根城の広場」整備等の環境整備事業を実施(S60～H27)、本丸には復原建物群を配置
- H23 2月7日 史跡追加指定(沢里館、三番堀、下町地区)
- H30 6月30日：『史跡根城保存活用計画』(全面改定)完成
12月：史跡根城跡保存活用計画書改訂版 刊行

3. 「史跡根城跡保存活用計画」改定の概要

- ①史跡指定の理由・範囲・面積(183,105.79㎡)等の明示
- ②保存管理の方針
 - 史跡の原則保護(開発の場合、取扱基準に適合する案件のみ、条件付で許可)。
 - 法に基づく、現状変更(開発)許可権者の整理。
 - 史跡内所在の根城八丁目の宅地の現況を踏まえ、公有化計画を策定・実施。
 - ※ 公有化は、文化庁が定める史跡保護・整備の指針に基づく(8割国庫補助)
 - ※ 史跡保護のために開発ができず、不利益を被った場合は、優先して公有化を実施
 - 史跡周辺の景観保護を目的とした地域住民との連携協力。
- ③整備・活用の方針
 - 博物館については、根城跡に係る発掘調査等の調査研究・情報発信の拠点として位置付ける。また、将来的に史跡外への移転を検討する。
 - 未整備の沢里館・岡前館・三番堀・西ノ沢地区の整備実施。
 - ※ 岡前館地区の整備は公有化の進捗を勘案して行う。
 - 本丸の主殿等の復原建物の再整備は、再整備計画を策定・実施。
 - ※ 「再整備」：単なる修繕ではなく、忠実に再現する「復原」方針に従いながら、維持管理の上で復原建物の抱える課題の解消・軽減を図ることを目的とし、材質や修理・修復方法に改良を加えること。
- ④運営体制の方針
 - 行政・地域住民・関係団体・学識経験者の相互協力体制を構築。
 - 第三者組織『史跡根城跡整備活用検討委員会』の定期的開催(指導・助言)。

4. 改訂版の配布および公開

◆配布（12月中旬より）

印刷部数300部・・・配布250部・保存（予備）50部

- 史跡根城跡保存管理検討会議委員
- 八戸市文化財関係委員（文化財審議委員・文化財パトロール委員）
- 八戸市教育委員会 教育委員
- 〃 関係小中学校（根城小中・江南小）
- 〃 関係公民館（根城）
- 文化庁・青森県教育庁
- 青森県市町村文化財担当課
- 東北地方自治体文化財関係課
- 国立国会図書館・(財)日本城郭協会
- 八戸市庁内関係課（都市整備部・建設部・教育委員会等）

◆公開（12月下旬より）

- 社会教育課・博物館・図書館・是川縄文館・根城公民館
- 八戸市ホームページ（PDF版）

5. 史跡根城跡保存活用に係る今後のスケジュール

本活用計画に基づく、史跡整備や公開活用に係る事務は博物館で実施。

【博物館】

- 整備基本計画や土地公有化計画などの各種計画立案と実施。
- 第三者組織「史跡根城跡整備活用検討委員会」の設置と運営。
※平成30年8月29日 「第1回史跡根城跡整備活用検討委員会」開催

【社会教育課】

- 史跡における現状変更許可申請の事務処理。